

## 改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第4回）

### 議事録

◆日時：令和8年1月19日(月) 14:00～16:00

◆出席者：

【委員】阿部委員、大塚委員、関島委員(Web)、錦澤委員

【関係省庁】経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 電力安全課

【事務局】環境省 大臣官房 環境影響評価課

【環境省（寺田環境影響評価課係長）】

それでは定刻となりましたので、これより「改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会第4回」を開催いたします。本日は御多忙中にもかかわらず、御参集いただき誠にありがとうございます。私は事務局の環境省大臣官房環境影響評価課の寺田でございます。しばらく進行させていただきます。本日は対面とオンラインのハイブリッド方式での開催とさせていただきます。YouTubeでも配信しております。オンライン参加の皆様におかれましては、何点か御協力をお願いいたします。御発言の際以外は、カメラ及びマイクをOFFに、御発言の際にはONにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される場合には、挙手ボタンをクリックしてください。オンライン会議室への入室許可は事務局において実施しますので、皆様におかれましては入室許可をしないようお願いいたします。通信トラブル等、何かありましたら、チャットの欄に御記入いただき、事務局までお知らせください。本日の委員の出席状況でございますが、委員4名に御参加いただいております。関島委員はオンラインで出席いただいております。なお、荒井委員、片谷委員は御欠席でございます。続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、現在画面に表示している配布資料一覧のとおりです。不足等ございましたら、事務局までお知らせください。それではこれからの議事進行については、大塚座長にお願いしたいと思います。大塚座長、よろしくをお願いいたします。

【大塚座長】

はい。それでは早速議事に入りたいと思います。本日は建替配慮書の具体的な記載内容と検討会の報告書案についての議論を行います。はじめに事務局から本日の議論の内容につきまして、御説明をお願いいたします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

環境省環境影響評価課の西山です。本日御議論いただきたい内容につきまして、資料1を用いて御説明をさせていただきます。では1ページ目を御覧ください。これまでの検討の経緯をお示ししてございまして、今回第4回ということで、建替配慮書の具体的な内容、基本的事項等において対応が必要な事項について、そして報告書案について御議論いただきたいと考えてございます。2ページ目でございます。今回第4回検討会で御議論いただきたい内容

につきましては、建替事業・建替配慮書について、資料2関係でございますが、建替配慮書の具体的な記載内容及びその作成プロセス案について、基本的事項等において対応が必要な事項について御議論いただきたいと思っております。また、資料3を用いて本検討会の報告書案をお示しておりますので、そちらについて後半で御議論いただければと考えております。資料1の説明については以上でございます。

【大塚座長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明があった内容につきまして、御意見・御質問等ある方は挙手、あるいは名札を立てていただければと思います。よろしいでしょうか。それでは次に、議事の1「建替事業・建替配慮書」の説明を事務局からお願いいたします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい、それでは議事1、建替事業・建替配慮書について説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。まずは資料2前半の、建替配慮書の具体的な記載内容について御説明をさせていただきます。資料をおめくりいただきまして1ページ目でございます。前回、第3回検討会において御指摘をいただいた点について、御紹介をさせていただきます。まず1つ目でございますが、事業者によって既存情報に基づいて具体的な環境配慮の考え方が示されると、それによって方法書以降のスコープが決まってくる、これによって合理化が可能になると考える、既存リプレースガイドライン等の見直しが必要ではないか、と御指摘いただきました。こちらについては後ほど本資料2にて御説明を予定してございます。次に、建替配慮書に記載する事業実施想定区域の項目については、事業実施想定区域の自然的状況や社会的状況の記載は不要であることを分かりやすく示すべきとのこと、こちらも同じく本資料で説明を予定しています。3つ目、建替配慮書における活用可能な情報の考え方について、法に基づく事後調査や環境監視の結果に限らず、事業者が保有している情報を活用できるようにしてはどうか、こちらについても本資料で御説明を予定してございます。最後4つ目でございますが、建替事業の要件を検討するに当たっての風力発電所による鳥類への影響の定量化が困難な理由について、より詳細な説明が必要との御指摘につきましては、今回の資料3、報告書案で説明を予定してございます。

では2ページ目以降で、建替配慮書の具体的な記載内容について御説明をさせていただきます。3ページ目でございます。こちら建替配慮書にかかる規定について、第1回でお示した資料になってございまして、こちらについては建替事業の適用要件、距離及び規模の比というものを定めることになってございました。そして建替配慮書の中身につきましては、事業実施想定区域及び当該事業にかかる環境の保全のための配慮の内容を記載することとしたところ、今回この具体的な内容を検討する必要があるということで、本資料を用いてその検討状況をお示ししたいと思っております。4ページ目を御覧ください。こちらにつきましても第1回でお示しをしておりますが、通常の配慮書においてどのような内容が記載されているのかという例をお示ししたものです。5ページ目でございます。建替配慮書の記載

事項というところで、リード文2つ目でお示しをしておりますが、先ほど申し上げました当該事業にかかる環境の保全のための配慮の内容は、既に実施されている建替前の事業において、既存工作物による環境への影響に関して実施をした事後調査や環境監視の結果を有効活用することで、既存事業の環境影響を踏まえた具体的な環境配慮を整理することができると考えられるとお示しをさせていただきました。6ページ目でございます。建替配慮書の記載内容の案ということで、前回第3回でお示しした資料の一部を修正させていただきました。冒頭、委員からの御指摘事項を御紹介をさせていただきましたが、下の表の第3章における建替配慮書の部分につきまして、赤枠・黄色ハッチをつけた部分を修正してございます。具体的には建替配慮書においては、通常の配慮書に記載する自然的状況、社会的状況の記載が不要になりましたので、それを受け、建替配慮書では事業実施想定区域のみの記載のところ、事業実施想定区域は第2章の第1種事業の目的及び内容に含まれている旨、こちらの資料でもお示しをさせていただいております。7ページ目でございます。こちらの資料につきましても前回第3回でお示しをしたものになってございます。リード文の2つ目でございますが、法第3条の3において、第1種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書を作成しなければならないと作成されてございますことから、今回も建替配慮書において、計画段階配慮事項についての検討を行った結果として、建替後の事業にかかる計画段階配慮事項の選定の上、それにかかる環境の保全のための配慮の内容を記載することになると考えてございます。8ページ目でございます。通常の配慮書につきまして、どのような作成プロセスを経て作成をされているかというものをまとめました。図にございます作成プロセスを御覧いただければと思いますが、まず初めにステップ1といたしまして、事業特性、地域特性に関する情報を把握いただいて、これを通常の配慮書における第2章、第3章に記載いただいております。このステップ1を踏まえまして、当該事業による重大な影響のおそれのある環境要素を、影響要因の区分ごとに計画段階配慮事項として選定をいただいております。で、この計画段階配慮事項にかかる調査、予測、評価の手法を選定いただいた上で、それらにかかる調査、予測、評価を実際実施するという流れで通常の配慮書を作成いただいております。地方公共団体等への配慮書の案について意見聴取を行った場合は、その概要を記載するというふうになってございます。9ページ目でございます。こちらが建替配慮書をどのような作成プロセスで作成をしていくべきかの事務局案になってございます。プロセス案を御覧ください。まずステップ1といたしまして、事業特性については従前と同様把握をいただく必要がございますが、例えば電源種、燃料、設備位置等についての建替前後の比較等も行っていたいただきたいと思いますと考えてございます。それに関する情報を把握をいただいた後、ステップ2といたしまして、それを踏まえて、重大な影響のおそれのある環境要素に変えて、施設の存在及び稼働により環境負荷が生じうる環境要素等を影響要因の区分ごとに計画段階配慮事項として選定いただくことを想定しております。それについて調査、予測、評価の手法を選定いただいた上で、今回、環境の保全のための配慮といたしまして、ステップ4でございますけれども、計画段階配慮事項にかかる活用可能な情報及び建替後の環境配慮の方針を踏まえた影響の調査、予測、評価を実施するとしてはどうかというのが今回の案でございます。ただいま御説明した事項について、これから10

ページ目以降で詳細を御説明いたします。では10ページ目を御覧ください。第1種事業の目的及び内容の記載事項案ということで、まず事業特性を把握するための情報として、こういったものが適切なのかというものの案になってございます。この建替配慮書においては、通常の配慮書の記載事項に加えて、今回の建替事業の要件に該当していること、及び事業の建替前後の差異を示すことが重要と考えてございます。そのため、追加する記載事項として下の1ポツ、2ポツの案をお示ししてございます。まず1ポツ目といたしまして、建替配慮書要件に該当することの確認に必要な情報といたしまして、距離にかかる要件の確認というところで、既存工作物が設置されている位置、設置されている区域、及び必要に応じてその近接区域に加えて、建替後に工作物の設置を予定している位置や範囲を記載いただいております。また規模の比にかかる要件の確認といたしまして、前後の出力についてそれぞれの値とその比を記載いただくことと考えてございます。2ポツ目といたしまして、建替前後の設備等の比較表を記載してはどうかと思っております。その下に風力発電の例をお示しをしておりますが、例えば単機出力、基数、ローター径が現状でどのようなものなのかということ、建替配慮書段階での想定ということで、建替後のスペックの案を記載いただくこととしてはどうかと考えてございます。11ページ目でございます。計画段階配慮事項、調査、予測、評価の手法の選定についての考え方の案でございます。建替配慮書の手続においては、建替前の事業から立地が大きく変わらず、既存事業に伴う環境情報が活用可能であることから、事業特性を踏まえて環境要素を計画段階配慮事項として選定した上で、環境の保全のための配慮を検討いただくことが可能と考えてございます。そのため、下でお示しをしております計画段階配慮事項の選定の考え方といたしましては、事業種ごとに施設の存在及び稼働によって影響を受けるおそれがあるとされる環境要素から、事業特性を踏まえて計画段階配慮事項を選定いただくのはどうかと考えてございます。さらに、それらの調査、予測、評価の手法の選定の考え方といたしまして、今回活用可能な情報があることから、そういったものを整理いただいて、この整理いただくことを調査と位置づけ、それを用いて既存工作物による環境影響及び環境配慮の方針を踏まえた、建替後の環境影響を想定することを予測とした上で、評価を行っていただくとはどうかというのが事務局案になってございます。この環境配慮の方針につきましては、スライド13で詳細に御説明をさせていただきます。12ページを御覧ください。調査、予測、評価において、活用可能な情報の考え方をまとめました。具体的に活用可能な情報としては、環境影響評価法に基づく事後調査結果や環境監視結果等が想定されますが、それに加えて、事業者による自主的な調査の結果も活用が可能であると考えてございます。それに加えて、活用可能と考えられる情報の例ということで、国や自治体の公表情報でしたり、文献、そういったものが活用いただけるものと考えてございます。さらに、既存事業にかかる情報として活用のイメージでございますが、基準値、指針値、管理目標値等との達成状況の確認でしたり、既に行っている環境保全措置の効果の確認、こういったものに活用いただけるものと考えてございます。13ページ目でございます。先ほど申し上げた環境配慮の方針の考え方を詳細に示したものになってございます。今回建替配慮書において記載する事項といたしまして、環境の保全のための配慮の内容というものが規定をされましたが、ここにおいて、先ほど御説明した活用可能な

情報を踏まえた、建替後の事業による環境影響の回避、低減のための環境配慮の方針を記載してはどうかと考えてございます。今回環境配慮の方針と表現させていただきましたのは、その下の※にございますとおり、建替配慮書段階では方法書以降の調査、予測、評価を行っていないことから、環境保全措置の確定は困難でありますので、そのため環境保全措置ではなく今回環境配慮の方針と表現をさせていただきました。この環境配慮の方針についてのイメージをお示しをしています。まず既存事業で実施をされている環境保全措置を継続いただくこと、もしくは実施をしていないものについてもそれを継続する方針。2つ目といたしましては、今実施されている環境保全措置の技術的な進展等を踏まえた、新たな措置の導入、グレードアップというイメージでございますが、そういったもの。あるいは今やっていないものについても、今回活用可能な情報を踏まえて新たに措置を導入する、でしたり、逆に活用可能な情報を踏まえて、今されている環境保全措置についての停止・変更、そういったものを環境配慮の方針として書いていただくことを想定しています。その具体的な例といたしまして、例えば既存の防音壁の継続活用、既存の脱硝装置のグレードアップ。そしてバードストライクが発生した風力発電施設からの設置場所の変更、バードストライクが発生したことを踏まえたカットイン風速の設定、こういったものが具体的な例として挙げられると考えてございます。14 ページ目を御覧ください。これまで建替配慮書の記載内容の案について一連の御説明をさせていただいたところですが、それを例として下にお示しをさせていただきます。まず下の表を御覧ください。一番左に計画段階配慮事項、選定されたものを記載いただきまして、その次に、それにかかる建替前の事業にかかる環境負荷の状況を、既存工作物にかかる活用可能な情報を踏まえて実際の状況をお示しいただくと思っております。その上で、それを踏まえた環境配慮の方針を記載いただいた上で、この環境配慮の方針が実施される場合に環境影響がどのようになるのかの評価を行っていただくというものを、今回環境の保全のための配慮の内容と整理したいと考えてございます。例えば大気質ですと、まず管理目標値を満たしていることを確認をいただいて、それを確認いただいた上で既存事業で講じている環境保全措置の継続でしたり、場合によっては技術進展を踏まえた新たな措置の導入、グレードアップというところを記載いただいた上で、大気質についての影響の回避、低減が図られると評価。こういったものを一連の中で記載いただくのを、今回の環境の保全のための配慮の内容と考えてございます。こういった内容を検討いただくに当たっては、必要に応じて専門家に意見聴取を行うことも想定されると思っております。15 ページ目でございます。既存事業にかかる情報を保有していない場合の考え方についても案としてお示しをさせていただきます。こちらは、既存の事業がアセスの対象になっていない等で、こうした活用可能な情報を保有していないという場合には、計画段階配慮事項について適切に予測及び評価を行うことが必要な程度において、建替配慮書作成時に既存事業にかかる情報収集等を行うこととしてはどうかと考えてございます。この情報収集につきましては、文献でしたり、先ほど御紹介した国、地方公共団体の有している情報の確認の他、場合によっては現地調査でしたり、事前に現状を確認いただくというところも含めて、情報収集を行うこととしてはどうかと考えてございます。建替配慮書に該当する事業については、14 ページで御説明をさせていただきました環境配慮の方針、環境保全措置を踏まえた評価、そこについても引き続き記載をい

ただが必要があるという状況でございます。

前半についての御説明は以上でございますが、本日御欠席いただいている荒井委員から、事前に意見をいただいておりますので、代読という形で御紹介をさせていただきます。

先ほど御紹介させていただいた建替配慮書の具体的な記載内容及びその作成プロセスにつきましては、建替配慮書の記載内容について異論はない。現配慮書における第3章記載内容、自然的状況、社会的状況を建替配慮書の第2章に包含した点は、整理が進んだと感じる。資料2のスライド9から15の作成プロセスはとても分かりやすい。スライド12に記載されている活用可能と考えられる情報の例で、事後調査結果やモニタリングの活用が謳われている。事後調査やモニタリングが事業継続のために有益なものであるという認識が広がるように推進していただきたい。加えてスライド15にあるように、既存事業にかかる情報収集等の実施も必要な措置であるとする。との御意見をいただいております。

資料2の前半の御説明と、それにかかる荒井委員からの事前の御意見についての御紹介は以上とさせていただきます。

#### 【大塚座長】

はい、ありがとうございました。では、ただいま事務局から御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問がある方は名札を立てていただければと思います。オンラインの方はどうぞ挙手機能をお使いください。よろしく願いいたします。

阿部委員、お願いします。

#### 【阿部委員】

はい、ありがとうございました。先ほど荒井委員のコメントも御紹介いただきましたけれども、私もこの流れ、内容について、おおむね賛同いたします。ただ、細かいところで少し確認とコメントをさせていただければと思います。まず、スライドの10ページ。こちらは第1種事業の目的及び内容ということで、大きく建替配慮書で変わるという箇所ではないですけれども、建替事業ですので、この前後の比較を行ってくださいという趣旨だと思います。この中で例として、発電所の関係の現状と建替後を比較していただいておりますけれど、今回既存工作物が設置されている区域についてそれぞれ火力、風力、地熱で明記されました。この中で、これまで第2章に書いていただいていた緑地の配分、緑地計画は、面積がどう変化するのか、あるいは配置がどう変化するのかについて、この前後での比較というところに入れていただきたいと思っております。特に動植物とか、そういったところで非常に重要になってくると思いますし、おそらく今のリプレース合理化ガイドラインを見ていただければ、合理化が可能かどうかの検討にも非常に重要な情報になってくると思いますので、そこは是非、検討をお願いいたします。

それから、活用可能な情報ということで、前回私からコメントさせていただきましたけれども、もちろん事後調査結果は非常に重要になってくると思いますし、環境監視等のモニタリングの結果も重要になってくると思いますけれども、事業者が自主的に行った情報も活用可能な情報として整理していただいたらどうかということでお願いしました。今回、資料の

中で整理をいただいておりますが、ここは非常に重要なところだと思っております、特に風力発電事業で、今後リプレースになってくるものについては、法アセス対象以前の事業もあると思うのです。そういった中で、いわゆる法に基づくような事後調査を行っていないが、自主的にやっているところもあるでしょうし、仮にやっていなかったとしても、現在の風車が立っている状況で、例えば自主的な調査を事前にやっていただくと、それがここでの環境配慮の方針を立てる時に重要な意味を持つてくると思います。そういった意味で、あくまで持っている活用可能な情報というだけではなくて、事業特性を考えて、環境配慮の方針を考えるときに必要な情報であったら、場合によっては事業者が自主的に必要なデータを取っていただく。こういったことを促していただくところも重要になってくるのではないかと考えております。そういう意味で、書き方としては今活用可能な情報を踏まえてこういった方針を立てるとするのは重要ではあるとは思いますが、活用可能な情報が先にあって、それに基づいて方針を立てるように文章が読めてしまうので、少しそこは誤解のないように。やはり今回リプレースになり、建替事業になりますので、立地の選定がない以上、事業特性に基づいて何が重要になってくるのか。例えば風車が大型化するので特にこのところは環境配慮の方針をきちんと見ていかないといけないね、というようなところに焦点を当てていただくということが重要になってくるかと思っております。私の方からは以上になります。

#### 【大塚座長】

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。関島委員お願いします。

#### 【関島委員】

1点、確認したいところがあるのですが、計画段階配慮事項の選定の考え方のところですが、ここで例として、火力、風力、地熱等の中で選ぶ配慮事項の項目が挙がっていますが、例えば「動物」を考えたときに、動物といった大きな項目で選定するのか、さらに掘り下げて、動物よりもその下の階層、例えば希少猛禽類とか、そのような形で限定していくのか、そのあたりの考え方を教えていただきたい。というのは、動物を例としてあげると、通常のアセス手続としては、はじめに、哺乳類、鳥類、その他諸々の分類群において詳細な動物相リストを作成し、次に重要種の選定に入り、重要種として着目した生物種に対して予測評価を進めていくこととなります。重要種の選定にあたっては、昆虫類では数ページにもわたって確認された種リストが作成されます。風力事業の場合、風力発電の建設が昆虫類に対してどの程度影響があるかを考えたとき、希少猛禽類などの飛翔動物に比べるとその影響はかなり小さいと推測されます。個人的な見解ですが、昆虫類のように風力事業の影響が大きいとは思えない部分に、大きな調査労力と経費が投入されている実態があります。それを考えると、エリアが変わるわけではないので、稼働20年間における重要種も変わらないと思うのです。そういったことを考えれば、この「動物」という項目で選定していくというよりは、その中でも何に注目するかといった部分をピンポイントで選定されてはどうかと考えます。このあたりの考え方を教えていただきたいというのが一点目です。

それからもう一点は、12 ページです。「調査、予測、評価により活用可能な情報」として、

いくつかの例が挙がっています。そのうちの一番最初に、「事後調査結果、環境監視結果」と記述されていますが、できれば事後調査結果の後に括弧書きで結構なので、次の環境監視結果と同様に、例えば風力発電に関しては、各風車の衝突確率予測に対する供用後の衝突の有無の結果を紹介するとか、あるいは希少猛禽類であれば、その出現状況が事前アセスから供用後にどのように変わったのか、そのような情報を紹介していただくという形にさせていただければと思います。しばしば、どの号機の風車に鳥が衝突したのかというデータを拝見させていただくことがあるのですが、事前の予測評価において、どのような評価がなされていたのかということが分からないと、建替事業においても予測評価の精度は向上しないと思うのです。事前事後の評価結果があり、それが吟味されることで、建替事業の予測精度が向上していくと思います。括弧書きで例として結構ですので、事前・事後の評価として、各生物種や生態系が、事前に比べて供用後にどのように応答したのかという情報を、この部分で記述いただきたい。以上です。

**【大塚座長】**

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。錦澤委員、お願いします。

**【錦澤委員】**

私も内容については大きな異論は全くなくて、やや小さい点なんですけども、12 ページ目の活用可能な情報なんですけども、ここで一つ挙げていただいた事業者の自主的な調査を入れたというのは良かったかなと思います。それからその下の国、自治体の公表情報とありますけれども、こちらも重要だと思いますが、3 点目の国、自治体の公表情報ですけど、こちらはあくまでも例示ということなんですけれども、この国、自治体の公表されている情報、必ずしもそれだけではなくて、おそらく現実的にはこの建替えの配慮書の段階で地元の自治体と何らか情報交流したりといった機会があると思うんですね。ですので、おそらく国とか自治体が保有している情報というのも有効に活用できるかなと思っていて、例えば苦情に関する情報などは自治体は公表はしていないけれども自治体が通常保有しているということで、特に苦情がないといった状況であればそういったものは示してもらった方がいいと思いますし、ですので、国、自治体が公表又は保有する情報というふうにも書いてもいいかなと思いました。以上です。

**【大塚座長】**

はい、ありがとうございます。保有情報の中でも公表できないものもあるかと思うので、なかなか扱い難しいかもしれませんが、今3人の先生方から御意見、御質問がございましたので、環境省の方で御回答いただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

**【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】**

はい、西山です。委員の皆様方、御指摘ありがとうございます。まず阿部委員から御指摘をいただきました10 ページ目の事業の前後の比較のところ、緑地面積というところも

いただきましたので、まさに今回の報告書等で例示という形でお示しをさせていただこうと思っております。実際のアセスを行う考え方として、後ほど御説明をさせていただきますが、経済産業省が作成をされている発電アセス手引等でより詳細なアセスの手続の考え方をお示しをさせていただきますので、そういったところにつきましても今後経済産業省が御検討される際に、我々としても必要なところで情報提供等させていただきたいと思っております。また 12 ページ目の情報につきまして、例えば風車であると前の事業がアセス対象になっていない時期のものもあるという御指摘をいただきまして、そういったものについてはまさに法に基づく事後調査が行われていない例もあるという御指摘をいただきました。今回、事前に建替えを行うことがわかっている状況において、死骸調査でしたり現状動いている既存工作物がどのような環境影響を持っているかということについての情報収集を事業者の方に促すということにつきまして重要な御指摘だと思っておりますので、今回建替配慮書制度の周知に当たっては、今回の活用可能な情報としてそういったものが含まれるところをしっかりと促していきたいと思っております。また、関島委員から御指摘をいただきました動物を選ぶ考え方についてです。今回 9 ページ目のプロセス案では、例えば風力においては動物というように書かせていただいておりますが、今回この環境影響評価項目というところで選ぶ枠組みの大きさについては、まさに今後、今回の検討を受けて制定されるであろう発電所アセス省令でしたり、そういったところで検討される範囲になってくると思っております。ただ、我々としましても今回第 3 章、通常の配慮書における第 3 章の地域概要の部分について不要であると説明させていただいたことで、重要な種のリスト、そういった既存の通常の配慮書において調査に非常にコストがかかっている部分のある意味省略でしたり合理化を図って、どのような形でこうピンポイントで動物の項目についても建替配慮書において評価いただくかということについて、今後経済産業省と連携して検討してまいりたいと思っております。もう一点御指摘をいただきました既存の風車の事業における事前のアセス等での衝突確率と実際の調査、事後調査等で得られた結果との比較というところでございますが、まさに今後の方法書以降で、事業者においてはその建替え後の事業のアセスをやっていただくものと思っておりますけれども、それにおける重要な情報になるというふうに思っております。まさにその方法書以降において既存の事業にかかる環境負荷の情報をどのように活用できるのかということについて、いただいた御指摘を踏まえて、最終的に事業者の方にお示しを何らかの形でしていきたいと考えております。錦澤委員から御指摘をいただきました同じく 12 ページ目の国、自治体の公表情報というところについては、住民の方からあるような苦情でしたり内部的な情報も踏まえて、事業者の方が自治体とのヒアリングを行うことでそういった情報を把握をして建替配慮書のなかに記載をいただいたうえで環境配慮の方針を検討するといった形で、より今の既存工作物の環境負荷の実態を把握をしたうえで環境配慮をしていただけるよう、我々としてもこの考え方の周知をしていきたいと思っております。回答につきましては一旦以上とさせていただきます。

**【大塚座長】**

はい、ありがとうございます。最後のところは自治体に対して事業者がヒアリングをする

中で対応していただくという趣旨だったということですね。

【環境省（西山課長補佐）】

はい、御指摘のとおりです。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。では次の議事に移りたいと思いますけど、よろしいですか。では議事の2、建替事業、建替配慮書についての後半部分の説明を事務局の方からお願いいたします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

では、続きまして資料2の16ページ目以降で、基本的事項等において必要な事項について御説明をさせていただきます。17ページ目でございます。前回も御紹介をさせていただきました基本的事項につきましては、環境省の定めている告示でございます。これを踏まえて事業ごとに主務大臣が定める主務省令において、アセスの具体的な手続が規定されているところです。今回、基本的事項について建替配慮書手続に係る指針を「第一の計画段階配慮事項等の選定指針に関する基本的事項」という項目で規定をしていきたいと思っております。18ページ目です。こちら第3回でお示しをさせていただきましたが、先ほどの基本的事項を踏まえて発電事業については「発電所アセス省令」という形でその具体的な手続が定められてございます。また、この省令の内容等について解説をした「発電所に係る環境影響評価の手引き」によって、環境影響評価のより詳細な手順が示されているところです。今回、この基本的事項、発電所アセス省令、手引きといったものに、この建替配慮書制度が適切に運用されるよう必要な事項を定めてまいりたいと考えてございます。

19ページ目でございます。基本的事項において対応する事業をまとめさせていただきました。先ほど御説明をさせていただきましたとおり、基本的事項につきましては主務省令で定める基準・指針が、一定の水準を保ちつつ適切な内容が定められるよう、全ての事業種に共通する基本となる考え方を示したものでございまして、配慮書手続につきましては、この計画段階配慮事項の選定・調査・予測・評価の手法に関する指針に定めるべき基本的考え方等を示したものになってございます。そのため、建替事業に係る計画段階配慮事項の選定や、調査・予測・評価の手法の考え方等については基本的事項において規定することと思っております。また、各発電事業に固有の内容については、経済産業省と連携して発電所アセス省令等の改正によって措置することを検討してまいります。その下の「基本的事項に規定すべき事項」といたしまして、先ほど御説明をさせていただきました選定の考え方、そして計画段階配慮事項の調査・予測・評価の手法の考え方、そしてそれらの選定の考え方についてこれまでのスライドの中で御説明をさせていただきましたが、その考え方を基本的事項の改正で措置したいと考えてございます。さらに建替配慮書においても、地方公共団体等への意見聴取を行う際に、その事業が建替事業である旨を明記するといった考え方も今回基本的事項において規定してまいりたいと思っております。その下の米印の部分ですが、通常の配

慮書手続では原則として複数案の設定を行う旨が規定されておりましたが、建替事業の場合は新設の事業と比較して位置・規模・構造や配置が明確であることから、原則として複数案の設定は不要であると考えられる旨もこの基本的事項で定めてまいりたいと考えてございます。

20 ページ目でございます。今回、制度運用に当たり整理が必要な事項の対応方針の案ということで、このページでお示しをしておりますが、前回第3回においてお示しをさせていただいた、21 ページ左側で記載してございます①から⑧、こういった項目の考え方を、20 ページ目で整理をしたものでございます。これらの考え方につきましては、先ほど御説明をした基本的事項、発電所アセス省令のほか、通知やガイドライン等も活用して整理をすることを考えてございます。まず①でございますけれども、前回第3回で御議論いただいた既存工作物の設置されている区域の解釈については、通知等でしっかり御説明をしていきたいと考えてございます。次に規模の比の算出に係る発電所出力の考え方といたしましては、その出力の考え方は建替配慮書策定時点での考え方に基づいて前後を算出する、としてはどうかと考えてございます。③、リプレースガイドラインとの関係性といたしましては、建替配慮書を活用した事業は、方法書以降のスコopingを念頭に置いているリプレースガイドラインを用いて、方法書以降の手続の合理化を図ることが可能であると思っておりますので、その旨を周知してまいります。また、今回の建替配慮書に関して、リプレースガイドラインに追記等の見直しを行ってまいります。④といたしまして、建替配慮書において活用可能な情報の考え方ということで、今回先生方から御意見いただいたものも踏まえて、まずは報告書等でお示しをしております。⑤といたしまして計画段階配慮事項を選定する考え方につきましても、今回御説明をさせていただきまして、今回の御指摘を踏まえて報告書案に記載してまいりたいと思っております。⑥、環境保全のための配慮の内容につきましても、先ほど御説明をさせていただきました。⑦について、既存事業がアセス対象外であった場合等により、既存の事業の工事・稼働に関する事後調査等の明確な情報がない場合の考え方についても、先ほど御指摘いただきました事前に現地調査等も含めて行うことが望ましいという旨を周知してまいりたいと考えてございます。最後⑧でございますが、建替配慮書における検討内容を方法書以降に活用するための考え方といたしまして、今回建替配慮書の作成において当該事業で実施する環境配慮の方針により、環境影響を回避・低減できるかを検討した結果を活用して、方法書以降の手続において環境影響評価の項目を選定することが可能でございますので、その旨を周知してまいりたいと考えてございます。

資料2についての説明は以上でございますが、先ほどと同様に荒井委員から事前に御意見を賜っておりますので、御紹介をさせていただきます。

基本的事項において対応が必要な事項について、掲示内容に異論はない。スライド21に記載されている「③リプレースガイドラインとの関係性」の整理は重要と考える。制度の円滑な運用のためにも、ガイドラインとの関係性を整理するとともに、ガイドライン内で修正が必要な部分については改訂が必要と考える。との御意見をいただいております。

資料及び荒井委員からの事前の御意見の御紹介は以上でございます。

**【大塚座長】**

はい、ありがとうございました。ではただいま事務局から説明があった内容につきまして、御意見、御質問等がある方は名札を立てていただくか挙手をお願いいたします。阿部委員、お願いします。

**【阿部委員】**

はい、ありがとうございます。基本的事項の内容につきましても、先ほど御説明いただいた内容を踏襲して、それを書き込んでいただくという形になると思いますので、そこについては特に異論もございませんし、この方針で進めていただければと思っております。法律の文言というのは、しばしば門外漢にとっては非常に分かりにくいものとなっております。我々は今いろいろ御説明いただきましたし、これまでも議論してきておりますので内容はよく承知しておりますけれども、法律の文言になってしまうとなかなかそこを読み解くのが難しいということがございますので、ここをクリアにするためにはいろいろなガイドライン等を活用していただくのが重要と思っております。まずは基本的事項改正の後に、経産省の「発電所アセスの手引き」を出しておりますので、経産省の方とも連携していただいて、そちらへ分かりやすく内容を記載していただきたい点、お願いしておきたいと思っております。

それから今回、21 スライド目の例として、計画段階配慮の手續に係る技術ガイドの方も挙げられているので、もしこちらの方が改正されるということであれば、そこは分かりやすく書き込んでいただけるかなと思っておりますので、是非御検討いただければと思えます。それから火力発電と風力発電についてはリプレースガイドラインが出ておりますので、そこに反映していただくことは必要だと前回も申し上げたと思うのですが、よくよく考えてみると今回、火力発電と風力発電と地熱発電の3つについて建替配慮書の考え方が整理されました。そうするとやはり、その後の合理化もこの3つについて考えた方が良いのではないかと思っております。これは私の個人的な意見ですが、こういうバラバラな形で出ているのも一つの意義ではあるのでしょうかけれども、今回3つまとめて議論いたしましたので、例えば建替事業についてはそれ以降の合理化の考え方についても一つ新しい合理化のガイドラインを目指して、そういうものを作っていただくと、今回との対応とか事業ごとの対比も分かりやすくなるのではないかと思っておりますので、これをやるとなると結構大変になると思うのですが、是非今後ご検討いただければと思えます。よろしく申し上げます。

**【大塚座長】**

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。関島委員、お願いします。関島委員どうぞ。

**【関島委員】**

はい、ありがとうございます。おおむね基本的事項等に関しての対応は了解いたしました。1点ちょっと確認したいところがあるのですが、先ほど周囲の状況が供用期間 20 年間に変化があり、後続事業が立ち上がり運用されているケースの話がありました。そういった場合

に、建替事業に手続きが始まるにあたって、別の事業者による後続事業の風車運用の情報であったり、事前アセスのデータに関し、環境影響の調査結果が他社に公開されていればそれを活用できると思うのですが、風車の制御や運用情報等の非公開の情報も累積的影響の評価には必要になってくると推察されます。事業者同士の情報交換によってデータのやりとりが可能になる場合もあるかもしれないのですが、先般そのような事業があり事業者とお話をしたときに、他社の情報を提供いただけるか否かは事業者次第なので不透明と言われていました。そのようなケースは、資料2のP20 ⑦に「既存事業がアセス対象外であった場合に情報がない場合の考え方」として紹介されていますが、このようなケースと同様に、先ほど述べたように情報が提供いただけない場合の対応を検討しておかないと、累積的影響の評価ができないのではないかと思いますので、お考えがあればご説明いただきたい。

**【大塚座長】**

はい、ありがとうございました。錦澤先生、よろしいですか。はい、お願いします。

**【錦澤委員】**

私も内容についておおむね大きな異存はないのですが、1点若干気になるところは、これは基本的事項に書くのか、それともより下位の運用の話なのか分からないのですが、20ページ21案のこの⑦のところの「明確な情報がない」というところです。明確な情報がないということと、その場合には何らかの調査を求めるということになって、特に現地調査（実地調査）をするとなると、実地調査を求めるとなると、これは事業者にとってはかなり大きな話になるだろうと予想します。ですので、ここの「明確な情報がない」というのが「事後調査等」の「等」の意味ですね。これが事後調査と環境監視って限定されているのか、それとも他のいろいろな情報、調査も含めるのかっていうので、そこがやや曖昧になっているように思いますので、この「明確な情報がない」と、その場合にどういった調査を求めるといことについては、基本を含めてどういった考え方になるのかということについては詰めておく必要があるかなと思いました。以上です。

**【大塚座長】**

はい、ありがとうございます。阿部委員がおっしゃった「分かりやすく」というのは結構大事なことだと思うので、是非私からもお願いしておきたいんですが、あとリプレースガイドラインには地熱は入っていないけど、今後ともこれは入らないんですか。その辺も含めて、先ほどから御質問がありますので、どうぞ御回答お願いします。

**【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】**

委員の皆様、御指摘ありがとうございました。まず阿部委員からいただきました法律の分かりにくさというところにつきましては、まさに運用いただく事業者の皆さん、もしくは審査いただく都道府県の皆さんに分かりやすくお示しできるような形で、何らか我々としても公表していきたいと思っております。また、御指摘いただきました経済産業省との連携に

つきましても、しっかり両省で今後の建替配慮書の制度について検討してまいりたいと思っております。また、ガイドラインの御指摘につきましても、まさに建替配慮書についての合理化ガイドラインであったりとか、もしくは地熱については座長からも御指摘いただいたとおり個別のリプレースガイドラインがないという中で、今回の建替配慮書の制度の運用に当たって、こういったガイドラインが必要かというところにつきましては事務局の方で、今回の御指摘を踏まえてよく考えたいと思っております。

また、関島委員から御指摘をいただきました、周囲の環境を今回不要とすることに關連して、近くで実施をしている事業が他社によるものであって、その情報が得られない時という考え方についての御指摘をいただいたと認識をしておりますが、今回は建替配慮書の制度運用の在り方を検討させていただいているものと認識をしておりますが、そういう意味で申し上げますと、今回建替配慮書の対象については、建替え前後で同じ社が行う場合のケースが基本であると考えております。ただ、今回御指摘いただいた点は、その累積的な影響と、今回また違う観点での重要な御指摘だと認識をしておりますが、また環境省といたしましてこの累積的な影響について、どのように影響を把握をしていくのか、どのようにアセスの中に含めていただくのかというところについては、別途検討してまいりたいと考えております。また、錦澤委員から御指摘をいただきました、既存情報に係る情報収集等のまさにこの「等」にこういったところが含まれるのかというところの御指摘についてでございますが、まさに仰っていただいたように実地調査についてはある程度事業者の負担になり得るところもあると考えております。ただ、そういったものも候補の一つとして考えてございまして、方法書以降、実際のその建替後の環境影響を分析、アセスをしていただくに当たって、そういった事前での既存事業による環境負荷の情報が分かっている場合に、それを用いたより精度の高い予測が可能になってくるという側面もございますので、そういったメリットも踏まえながら、事業者が事前の調査自体も可能な範囲として行っていただくことを、我々としては促していきたいと思っております。いただいた御指摘についての回答は以上でございます。

#### 【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

事務局、畠山です。補足させていただきますと、関島委員から頂戴しました累積的影響の観点でございますけれども、今西山から御説明しましたとおり、建替えに関しては一事業者についての枠組みを決めて、制度の枠組みを決めていくお話でございますが、別途、改正法にもう一つ盛り込んでございます「図書の公開制度」というものが一つですね、累積的な影響の検討に当たっては貢献しうるものだとは思っております。そちらについても、先生の御意見の中で既に言及もあったかと思っておりますけれども、実際開示いただけるのかという点については、引き続き論点かと思っておりますが、図書の継続公開制度も、各事業者が負担に感じない範囲内で、有益に感じる方向で、施行できるかという点の一つ大きなポイントかと思っておりますので、そちらはそちらで検討進めたいと思っております。

### 【関島委員】

引き続きよろしいでしょうか。ただ今、ご回答いただいたように、アセス図書の方からの情報を活用するというのも、有効な対策の一つと考えます。以前、事業者とやり取りしているときに、後続事業が残り8年程度の運用期間があるケースがあり、風車の運用情報が提供いただけそうもないということがありました。そこで、実際の累積的影響評価では、一般的な運用方法を参考にし、鳥衝突に関しては、仮想的な累積的影響を評価するという形で対応したようです。そのあたり、必ずしも他事業社から運用中の風車諸元についての情報が提供されるわけではないというケースがありましたので、それについて確認させていただいた次第です。

### 【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

補足ありがとうございます。まさに事業者の固有の情報という点がありますので、どうしても競争上の観点等から、国から情報をすべて出すということをお願いするには限界はどうしてもあるかなとは思っております。その上で、今いただいた点をまず改正法の中で、つまり建替配慮書の話、あと図書の継続公開の話で対応できるところはしっかりとしていく。そのために、今回御議論いただいている内容を踏まえて円滑な施行に結びつけていきたいなと思っております。累積的影響については、アセス全体として大きな論点だと思っておりますので、なかなか、この検討の場だけで受け止めきれものではないと思っております。引き続き環境省として、しっかりと経済産業省さんとも連携しながら議論を深めてまいりたいなと思っております。

### 【大塚座長】

よろしいでしょうか。21ページの⑦の事後調査等の「等」は、環境監視は入ると思うんですけど、もしできたら明確にさせていただけると助かります。「等」というのは行政の方にはいいんですけど、規制される方には何が入るか分からないということになってしまうので、もし明確にできるのであればお願いします。あと現地調査も場合によってはあり得るという趣旨の回答があったと思いますが、環境配慮書であり、さらに建替配慮書で一応緩和する方向ではあるので、どこまでの現地調査が可能かというのは是非検討していただけるとありがたいかなと思います。

はい、阿部委員どうぞ。

### 【阿部委員】

今のところに関連してですけれども、今回あくまでも事前に活用可能な情報を活用していくという方向で、これは自主的に自分たちでとつても構わないということではあると思うのですけれども。ただ、ここで新たに予測の何かを配慮、検討する時に、現地調査を求めるといふ誤解がされないような文言の方が良いかなと思いますので、そこは切り分けて考えていただければと思います。

【大塚座長】

そういうことにしていただければよろしいかと思えます。よろしいでしょうか。では、次に議事の2、報告書案についての説明を事務局からお願いいたします。

【環境省（島山環境影響評価課長補佐）】

本日の議事2、報告書案についての御説明をさせていただきます。資料3を御覧ください。一枚おめくりいただきまして目次が掲載されておりまして、本日、前半と後半の2パートに分けまして、まず前半部分、ローマ数字のⅡの3までを一旦御説明させていただければと思います。黄色マーカーのところを中心にして思っておりますが、時間も早めに進んでおりますので、少し黄色マーカーを引いていない部分も含めて言及をさせていただければと思います。まず2ページですけれども、こちらは「はじめに」ということで経緯を記載させていただいております。本体が3ページ目からでございます。まず建替配慮書について、2行目からはその制度趣旨について記載しております。3行目からは一般的な配慮書の手続の趣旨について記載しており、12行目からはそれを受けた上で、建替事業の場合には、建替前の事業と位置や規模が大きく変わらないため、新規事業と同等の調査・予測・評価ではなく、既存事業の実施に伴う環境影響についての観測結果等を活用するなど、合理化された手法により配慮書手続を行うことが可能というふうに記載をしております。17行目からは、真ん中、「なお、」からですが、建替配慮書に対しても環境大臣は環境の保全の見地から意見を述べることのできる旨を記載しております。それから21行目から、本日も一部御議論ありましたが、本検討会では火力、風力、地熱の3つについて御議論をいただいておりますが、その整理について書かせていただいております。黄色ハイライト部分が特にその趣旨でございますけれども、発電事業においては、既存の発電所・発電設備を除却又は廃止し、新たに設置する事業、これがすなわち改正法で定められた建替配慮書を作成する事業の定義でございますが、こういったものが既に多数実施されてきていると。一方で26行目、発電事業以外の事業種においては、こうした事業が環境影響評価法に基づいた手続が行われた実績はないということでございまして、こうしたことを踏まえてですね、29行目からですけれども、本検討会ではこれまでこうした建替えの実績があり、今後も建替えが想定される火力、風力、地熱について検討を行うこととした旨を記載させていただきました。31行目からですけれども、これら以外の事業種についてもですね、今後についても技術進展、建替事業の見込み、実績等を注視し、必要に応じて建替事業の要件等の検討を行うことは想定される旨、それから「また、」としまして、本検討会で検討の対象とした3つの事業種についても今後の技術進展等に応じて、見直しが行われるべきものである旨を記載させていただいております。次に4ページですけれども、要件設定の考え方としまして、まず2行目から政令で何を決めなければいけないことになっているかということを書かせていただいております。まず①として、既存工作物が設置されている区域の境界からの距離。それから、②として、新たな工作物の規模に関わる数値の既存工作物の規模に関わる数値に対する比の範囲を政令で定める必要があると。加えてですね、5行目ですけれども、①の方については、距離を決めるに当たってそもそもの既存工作物が設置されている区域自体の考え方を発電所ごとに決めなければいけないという旨を

記載させていただきまして、次のページ、表の1として、火力、風力、地熱それぞれにおける既存工作物が設置されている区域についての考え方をまとめさせていただいたというものでございます。それから5ページの黄色ハイライト部分、11行目からでありますけれども、この後各電源毎に御議論いただいた情報を入れ込んでおりますが、一つ参考になるのが、軽微変更要件だという議論がありましたので、その点を黄色ハイライト部分で書かせていただきました。17行目に軽微変更要件を参考とすることが可能であるというふうにしてございます。その上で、18行目から、軽微変更を参考にしつつ、技術進展も踏まえ各事業種の評価書に基づく建替え前後の位置や出力、環境負荷の変化を踏まえて建替事業の要件の検討を行った旨を記載してございます。6ページから火力、風力、地熱の順に前回まででお示ししました、あるいは、本日の参考資料の2としても付けさせていただいておりますけれども、各電源毎のデータに基づいた分析等を掲載してございます。まず火力についてありますけれども、7ページに分析の結果を図の3、4、5、6で、大気質、水質、CO<sub>2</sub>、温排水について掲載させていただいた上で、先ほど御説明をした軽微変更要件を踏まえた300m、それから政令で定める規模に関する比につきましては2.0程度ということを書かせていただいております。加えまして、7行目からはですね、前回までで明示的に御議論していなかった範囲でございますので、補足させていただきますと、今回政令で定めることとされておりますのは、数値の比の範囲を厳密には規定しないといけないということになってございます。出力でありますので、基本的には「上限がいくらになるか」という議論でありますので、例えば2.0ですとかそういった議論をこれまでさせていただいておりますが、今後具体的に法令で、おそらく政令になります規定する際には範囲を定めないとはいけませんので、要すれば「小さくなる場合」についてはどうなんだ、こういった点も議論は必要だと考えてございます。一方で、出力が小さくなる分には、一般的に環境影響等は、あるいは建替配慮書の趣旨からも許容可能であり、建替事業として当然に見なせるということだと思っておりますので、その旨を7行目真ん中から「なお、建替え後の出力が建替え前の出力より小さくなるような場合は……」という形で書かせていただいたというものでございます。この記述に関しては、風力、それから地熱についても同様の記載をさせていただいております。次に8ページからは風力でございます。図の8、9がまず、発電設備の位置の変化や出力比について。図の10、11が改変面積等について記載していただいております。それから9ページの1行目からでございますけれども、こちら風力発電の定量化ですね、事後調査報告書の結果確認できなかったこと等から、鳥類への影響を定量化することは困難であったというふうに記載してございますが、こちらについては第3回までの御議論でですね、定量化が困難である旨のみ事務局から説明してございましたが、どういった趣旨で定量化が困難であったかということについてしっかり記載すべしという御意見も踏まえまして、このように記載をさせていただいております。9ページ最後、図の12として、風力については300m、1.1という値を前回までの御議論を踏まえて書かせていただいております。最後10ページですけれども、地熱について記載させていただいております。地熱は実績が3件でありますので、A事業、B事業、C事業としまして表2の形でまとめさせていただきました。図の13にありますとおり、地熱に関しては300m、1.3という数値を報告書に明記させていただければと考えてござい

す。報告書案の前半部分の説明については以上とさせていただきます。どうぞよろしく願  
いいたします。

**【大塚座長】**

では、ただ今御説明があった内容につきまして、御意見、御質問等がありましたら名札を  
立てていただければ、あるいは挙手をしていただければと思います。お願いいたします。

阿部委員、お願いいたします。

**【阿部委員】**

一応確認ですけれども、先程御説明いただいた内容、下限のところです。下限は具体的に  
は政令に落とし込む時に、例えば0っていうのはあまり現実的に意味を持たない数値と思  
いますので、こういった形でここを落とし込むのかというのを教えていただければと思  
います。よろしく願います。

**【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】**

はい、ありがとうございます。基本的にはその他の政令等の要例も踏まえてということに  
はなると思いますが、色々と確認している限りでは「0を超えて・2.0以下」とかですね。基  
本的には正の値を指す場合に法令で使われている言葉で見ますと、「0を超えて」と「2.0以  
下の範囲」とかですね、こういった書き方のものはありそうでした、おそらく要すればポジ  
ティブな値だというそれだけなのですが、そういった書き方が一つ可能性としてはあるかな  
と思ってございます。

**【大塚座長】**

はい。他にはいかがでしょうか。関島委員どうぞ、お願いします。

**【関島委員】**

報告書自体は非常によく取りまとめられていると思います。少し細かい点についての確認  
なのですが、火力、風力、地熱において、建替事業の要件としてさまざま数値について「程  
度」という言葉が使われています。この程度という表現に関しては、これまでの事例を参考  
にしながら妥当なラインとしての数値を出していると思うのですが、「程度」と書くことによ  
って、建替事業をするときの判断として、それなりに上回っていても程度として捉えること  
ができてしまうので、判断する側がかなり困ることが生じるのではないかと懸念します。な  
んらかの理論武装が必要と思うのですが、御意見いただければと思います。

**【大塚座長】**

お願いします、どうぞ。

**【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】**

ありがとうございます。御指摘のとおり、おそらくですが、これは政令の改正、環境影響評価法施行令に数字を記載する形で、世には最終的に出ることになると思っております。その際には、おそらく一つの数字に決め打ちをした形で、まさに事業者に対して誤解を与えないようにしっかり一つの数字で示すことが重要だと思っております。一方で今回はまさにその政令を作るに当たって取りまとめていただく報告書ということですので、事業者ヒアリング、それから各委員の皆様の御意見も踏まえまして、おおよそこの値だろうというところである一方で、最終的にはどうしても閣議決定で固める性質のものということもありますので、報告書段階では「程度」というふうに書かせていただければと思いますけれども、最終的にはパブリックコメント等もあると思っておりますけれども、各方面からの議論も踏まえた上で、何らか一つの数字を示すことになろうと考えてございます。先生御指摘のですね、理論武装という点もしっかり我々として引き続き考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

**【関島委員】**

了解いたしました。

**【大塚座長】**

はい、他にいかがでしょうか。どうぞ、阿部委員。

**【阿部委員】**

すみません。さらに細かいところの議論ですが、ここをしっかりと決めておく必要があると思っております。もう議論は済んでいて、それぞれ既設工作物が設置されている区域については、火力・風力・地熱について示していただいております。火力とか地熱についてはおそらくアセス図書でもこういった発電所敷地とか、あるいは設備の設置されている区域というのは示されると思っておりますので、それで考えていただければ良いと思うのですけれども。風車設置位置が、風車の一番基礎のところの設備のギリギリのところを0として300mなのか。風車が建つと一応ここは人が入らないでくださいと管理されているところがあって、その柵、風車の周りの柵からそこを0として300mなのか。ここはどちらに当たるのかというのは、きちんと議論されていたのかという点は一度確認したいと思っております。

**【大塚座長】**

はい、よろしく申し上げます。

**【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】**

はい、御指摘ありがとうございます。基本的にはその設備が設置されている区域自体を今回の風車が設置されている区域というふうに整理をしたいと考えていますが、そのより細かい、例えば縁なのか、設置をされている風車の立っている軸にあたるのかということも、

大きな差異にはなっていないというふうに思っていますが、運用しやすい考え方というものを最終的に整理する必要があると思っております。これについては将来的に通知等でお示しをしようと考えているところ、発電事業を所管している経済産業省や関係団体等ともそのより細かなところについて御相談の上、決定したいと思っております。

**【阿部委員】**

分かりました。ありがとうございます。今回の報告書としては、これまで議論してきましたので、とりあえず通していただいて構わないのですけれども、やはり電力設備の保安とかではいろいろな考え方があると思いますので、そちらとうまく整合が取れるような形で運用していただければと思います。よろしく願いいたします。

**【大塚座長】**

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。錦澤委員お願いします。

**【錦澤委員】**

少し細かいのですが、用語の使い方で、一つは3ページの13行目に「観測結果」という言葉が出てきて、それから5ページの14行目に「環境測定結果」と書いてあるんですが、これは新しい言葉だと思うんですけど、基本的には事後調査と環境観測を指すのでしょうか。あるいは違う意味があるのかということ。用語をなるべく統一していただきたいというのが一点です。同じ意味で使っていればということですね。それからあともう一点ですね、読んでいて分からなかった点がですね、7ページの9、10行目です。建替えの出力が建替え前の出力より小さくなるような場合に関する説明なんですけれども、ここの最後の一文が「配慮書手続を合理化できることが可能であり、建替事業の規模に係る数値の比の要件を満たすと考えられる」と書いてあって、1.0未満となるので当然そうだと思うんですけど、ここは何か特別な意味があるのかどうか。「配慮書手続を合理化することができる」で終わっているのかなと思ったんですが。これが火力・風力・地熱と全部書かれているのですけど、この点は確認をしたいと思います。

もう一点はこれも非常に細かい点で申し訳ないんですけど、9、10ページ目で、風力と地熱で9ページの方は12行目ですけど、「建替えの要件」となっていて、これは「建替事業の要件」と正確に書いた方がいいかなと思います。火力はそうになっていますけれども、地熱と風力の方は修正をお願いしたいと思います。以上です。

**【大塚座長】**

はい、細かいところまで見ていただいてありがとうございます。御回答お願いします。

**【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】**

はい。ありがとうございます。1点目の環境観測、環境測定そういった表記の揺れについて大変失礼いたしました。こちら「環境測定」という形で揃えたいと思っております。ま

た3つ目に御指摘いただきました、建替えの要件がまさに「建替事業」と抜けている点ございましたので、合わせて修正をさせていただきます。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

2点目の7ページの10行目、他2箇所の記載でございますけれども、分かりやすく記載を修正させていただければと思いますが、すみません、言いたいこととしてはですね、出力の増加幅が1.0未満となるものについては当然建替事業の比の要件に含まれるという、それだけでございますので、確かに先生仰られるように最後は消しても特に問題はないかなとも思っております。いずれにいたしましても何か別の意図がある訳ではございませんので、すみません、分かりやすく伝えられるように記載を検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【大塚座長】

ここは数値の比については検討を続けている訳です野で、その点を分かりやすく記載していただければと思います。ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

そうしましたら、後半の方に移っていきたくと思います。議事の2、報告書案についての後半部分の説明を事務局からお願いいたします。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

はい。ありがとうございます。そうしましたら、報告書案後半部分、11ページからでございます。まず、この4の1行目、建替配慮書の記載内容につきましては、まさに本日の資料2で御議論いただいた内容になってございますので、本日各委員から資料2に対して御意見頂戴したのものについては適切に反映をさせていただければと考えてございます。まず、4行目から4-1で通常のアセスとの差異ということで、表の3の方にまとめてございます。①から⑤まで、こちらは検討会の資料としても出ささせていただいたものを模式化したものでございますけれども、こちらで、何が違うのか、何は一緒なのかについて8行目以降で書かせていただいております。本日の御指摘との関係ですと、例えば10行目に建替事業の要件に該当していること及び事業の建替え前後の差異を示すことが重要と考えられると記載しておりますけれども、こちらについては阿部委員の方から緑地面積等の例示のお話もございましたので追記について検討させていただければと考えてございます。それから次に12ページでございますけれども、4-2といたしまして、本日御議論いただきました環境保全のための配慮の内容として具体的に何を書いてもらうのかということについてまとめさせていただいております。まず(1)としまして、7行目から黄色ハイライトつけておりますけれども、建替配慮書の場合は重大な影響のおそれのある環境要素ではなく、施設の存在及び稼働により環境負荷が生じる環境要素を影響要因の区分ごとに事業特性を踏まえて選定する旨を書かせていただいております。それから(2)につきましては、黄色ハイライトはしてございませんけれども、活用可能な情報として書かせていただいております。本日各委員から御指摘いただいた内容についてしっかり反映をさせていただければと考えてございます。一つ

には13行目から14行目に関して、事後調査結果、環境監視結果と文言がございますが、関島委員から具体的な例についての記載の御意見あったと思ってございまして、何らかの形で書ければと考えてございます。それから錦澤委員、阿部委員から御意見頂戴したと思っておりますのが、まず事業者に対して、活用可能な情報というのはさらに事業者に対して情報取りに行かせるのかどうかと。その点については誤解のないように必要な記載を加えられればと思ってございます。まず大前提としまして、法律で何か義務をかけているわけではございませんので、合理化の趣旨のもと負担が生じるようなことを目指しているわけではないということがございます。一方で、何か情報を収集することで、より充実した建替配慮書にはなる可能性は当然高いと思ってございますので、その旨追記をできればと考えてございます。それから錦澤委員から、14行目関係ですかね、国や自治体の公表情報のところで公表だけでなく保有している情報でしたり、そういったものについてという御意見もあったかと思ってございます。こちらについても、持っているからすなわち出せる、というわけでは必ずしも無いという前提ではあると思ってございませけれども、しっかりとコミュニケーションを事業者と自治体で取っていただくという中で、出せるものについては出していただくことができるということかなと思ってございますので、そういった旨についても反映ができればなどと思ってございます。それから、19行目からですが、(3)といたしまして、環境配慮の方針ということで既存事業で実施されている保全措置の継続でございませとか、あるいは、技術進展を踏まえた追加措置の導入とか、そういった例示を具体例含めて書かせていただいたところであります。それから建替えパート最後ですけれども、27行目から基本的事項等の改正と記載しておりますが、これはかなり技術的な内容、法令技術的な内容でございませますが、要すれば何をどこに書くんだということをもとめさせていただきます。13行目の黄色ハイライト部分、読み上げさせていただきますと、「建替事業に係る計画段階配慮事項の選定や、調査、予測及び評価の手法の選定の考え方等については、基本的事項において規定されることが適当」と考えております。それから、「また、」としまして、発電事業に係る固有のものについては発電所アセス省令の方で規定することが適当である旨、それから、そのほかに円滑な運用に当たって整理すべき事項については、今日も一部言及がございましたけれども、通知ですとか、あるいは発電所の手引きですとか、そういったもので規定されるという旨を書かせていただいております。それから、最後に14ページから、図書の継続公開について書かせていただきました。まず、3行目からですけれども、制度趣旨について改めて記載してございます。今日も御議論一部ありましたが、後続事業者の効果的・効率的な環境影響評価の実施、それから、事業の透明性の向上による地域住民の理解の醸成、こういったものに資するという考えから法改正をさせていただいたところでもあります。それから黄色ハイライトにはしてございませませんが、7行目から、令和7年11月に、アセス法施行令及び電事法施行令の改正政令が閣議決定公布されまして、この中で事業者等の同意を得た日から起算して30年が公開期間だということが定められた旨、それから、同日に交付された政令において、10行目以降でございませけれども、この図書の継続公開に関しては、令和8年4月1日から施行される旨が記載されております。最後に、15行目からが図書の継続公開についての留意事項でありますけれども、16行目から、図書公開に当たっては、現在既に一部通知ベースで運用

させていただきます。支援ネットワーク等を参考に閲覧者の利便性が高いウェブデザインとすること、それから、事業者の公開同意件数増やすために、ウェブページにおいて閲覧者に対して環境影響評価図書の適切な利用を促すための事項を記載するなど、事業者等への配慮を行うことが必要である旨を明記させていただきます。また、制度の円滑な運用のために、同意書の詳細な内容をはじめとする手続の詳細については、事業者にしっかり周知を行うことが重要である旨も記載しております。最後ですけれども、22行目からですね、今年の4月からまさに制度としては始まるわけでございますけれども、同意件数がどうなるかとか、あるいはなかなか現時点では想定していなかった問題も起こりうると思っておりますので、不断の見直しを続けていくことが求められる旨を記載させていただきました。後半部分についての御説明は以上になります。

**【大塚座長】**

はい、ありがとうございました。では、ただいま御説明があった内容につきまして、御意見御質問がある方は名札を立てていただくか、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。はい、どうぞ阿部委員お願いします。

**【阿部委員】**

はい。さらに細かいところですが、ここはしっかり示しておく必要があるのではないかと考えております。先ほどスライドで説明された時は、それほど違和感なかったのですが、12ページの22行目、環境保全措置の停止変更等の記載です。おそらく、これまで、何か特定の環境保全措置をとってきたものに対して、もう必要がなくなったから、継続せずに別の環境配慮を考えたりする、というような意図で書かれたのだとは思いますが。なんとなく一般の方が読むと、環境保全措置自体を事業として全てやめてしまうというように読めなくもないので、ここの文言、この書き方、さらっと読んだ時にどうか感じたのですが。そのあたり、私の解釈が間違っていないかということと、どういったことを想定されているのかということを確認させていただきたいと思います。

**【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】**

はい、御指摘ありがとうございます。まさに御認識のとおりでございますので、この停止変更につきましては、例えば「見直し」でしたり、そういった分かりやすい文言等を検討してまいりたいと思います。御指摘ありがとうございます。

**【大塚座長】**

何に変えると仰いましたか。

**【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】**

「見直し」です。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ、錦澤委員お願いします。

【錦澤委員】

これもちょっと細かい点で恐縮ですけど、表現だけなんですけれども、建替え後の事業という表現が、例えば12ページの12行目に使われていて、その他にも結構この言葉が使われているんですけども、これ建替え前後っていう場合はそんなに違和感なかったんですが、ここで言っている建替え後の事業っていうのは、建替配慮書が対象とする事業っていう意味ですよ。建替え後の事業っていうとそれが建替え後、建替事業の後続の事業っていう風にも読めなくはないので、ここは「建替事業」と表現して、「既設事業」と「建替事業」という表現を組み合わせた方が適切かなと思いました。結構色々なところで使われているので気になりました。はい、以上です。

【大塚座長】

はい、ありがとうございました。言葉の問題ですけど、言葉の問題は大事なので。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい。御指摘踏まえまして、今回建替え後の事業というふうに書かせていただいていたのは、まさに錦澤委員御指摘のとおり、「建替事業」というふうに今回修正をさせていただいて、報告書の見直しを図りたいと思います。

【大塚座長】

他にいかがでしょうか。よろしいですか。関島委員お願いします。

【関島委員】

はい。記載内容に関しては、概ねよく整理されていると思います。私の質問ですが、書式上の話なんですけど、11ページ目の表3の通常の配慮書と建替配慮書の比較のところ、③と④に関し、③の方は、建替配慮書のところがグレーで塗りつぶされているのに対し、④の方は太字になっているんですけど、それぞれ何らかの意図を持って書式が設定されているのだと思うんですけど如何でしょうか。もし、配慮書と建替配慮書の比較において、違いを強調するというのであれば、同じ書式を指定された方がいいのではないかと思います。以上です。

【大塚座長】

はい。細かく見ていただいてありがとうございます。御回答お願いします。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

関島先生ありがとうございます。御指摘踏まえまして、フォント含めて、分かりやすい記

載にさせていただければと思います。ありがとうございます。

**【大塚座長】**

はい。他にいかがでしょうか。よろしいですか。はい。では、本日予定していた議事は以上をもちまして終了いたしたいと思います。

本日議事2におきましては、これまで第1回から第4回まで検討会で御議論いただきました内容を取りまとめた報告書の案について、御議論いただきました。本報告書の案につきましては委員の皆様には大きな方向性については御賛同いただけたのではないかと考えております。つきましては、本日の御意見を踏まえた報告書案の修正につきましては、事務局において内容の修正作業を進めていただき、その取りまとめについて、座長一任とさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。（オンラインの）関島委員はよろしいですか。

**【関島委員】**

はい。私の方は結構です。

**【大塚座長】**

はい、ありがとうございます。もちろん、必要に応じて事務局を通じて、各委員には照会をさせていただければと思います。では、委員の皆様からは御異議ないということで、承りました。それでは、本検討会の報告書の取りまとめについては座長一任とさせていただきます。委員の皆様にお配りする時には、修正をどうしたかっというのが分かるようにしていただけるとありがたいです。

**【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】**

はい、承知いたしました。見え消しの形でお送りさせていただければと思います。

**【大塚座長】**

先ほど報告書の修正部分についておっしゃっていただきましたけど、それを明らかにしていただけるとありがたいと思います。

では、以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

**【環境省（寺田環境影響評価課係長）】**

大塚座長ありがとうございました。先ほど少し音声が悪く乱れまして大変失礼いたしました。皆様におかれましては貴重な御意見御助言いただき、誠にありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆様にご確認いただいた後、ホームページで公表する予定としておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。本検討会の報告書の取りまとめについては、座長一任となりましたので、山本環境影響評価課長より一言御挨拶申し上げます。

**【環境省（山本環境影響評価課長）】**

環境影響評価課長の山本でございます。本検討会での議論がおおむね終了いたしましたので、報告書の取りまとめについては座長に御一任といただきましたので、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆様におかれましては、御多用の中、昨年10月から本日まで合計4回に及ぶ本検討会に御参加をいただきまして、誠にありがとうございました。この検討会では、改正環境影響評価法の施行に向けて、関係団体の皆様へのヒアリングなどを踏まえまして、アセス図書の継続公開、建替事業の要件や、建替配慮書において記載する内容について御議論をいただきました。正直に申し上げますと、ちょっと検討会開始時には特に建替事業の要件について、どう着地させるのかというのは、ちょっと不安を持ちながらのスタートだったんですけれども、先生方の的確な御意見をいただきまして、無事に整理をすることができました。事業者の皆様にとっても、納得感のあるものになったのではないかとこの後御議論いただいた内容を踏まえまして、改正法の施行に向けて、政令や基本的事項の改正、また経済産業省さんの方では、発電所のアセス省令などの改正を進めていただくこととなります。法令用語になると、途端に分かりにくくなるという御指摘もありましたので、十分注意して分かりやすい説明に努めてまいりたいというふうに思います。図書の公開については、今年4月からの施行建替配慮書については、来年のしかるべきタイミングからの施行となりますけれども、これらの施行が効果的、かつ効率的な環境影響評価の運用につながるように、環境省としても経産省さんをはじめとする関係省庁、また地方公共団体や事業者の皆様とも連携をして取り組んでいきたいというふうに考えております。最後に、改めて大塚座長をはじめ委員の皆様、大変建設的な御議論にお礼を申し上げるとともに、今後も引き続き御指導いただけますようお願いをいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

**【環境省（寺田環境影響評価課係長）】**

以上をもちまして、令和7年度改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会第4回を閉会いたします。皆様お忙しい中長時間にわたり、御議論いただきましてありがとうございました。

以上